

神奈川県立病院あり方検討委員会報告書（概要）

平成19年12月3日

神奈川県立病院あり方検討委員会

県立病院を取り巻く諸環境の変化などを受け、県立病院のあり方について総合的に検討し、その結果を取りまとめたので、知事に報告する。

I 県立病院事業の概要と沿革

1 県立病院事業の概要

平成17年4月に地方公営企業法を全部適用して病院事業管理者を中心とした、より効率的な運営体制を確立

2 各県立病院の沿革

3 県立病院の運営状況

II 県立病院を取り巻く環境と今後の方向性

1 県立病院を取り巻く環境

医療制度改革、診療報酬改定、国等の行政システム改革などが大きく変化

2 県立病院の担うべき役割と課題

(1) 足柄上病院

地域の「高齢者総合医療」などを推進していく必要があるが、高度な医療機器が整備されている現状が経営面でうまく活かされていない状況の中、医業収益に対する給与費の比率の高さが顕著であり、徹底した業務改善が必要

(2) 汐見台病院

今後も、地域の医療ニーズに応えるため、産科医療などの政策医療を充実していく必要があるが、指定管理者制度の導入により経営改善が行われているが、地域医療機関との連携を強化し、紹介率の向上に努めることが必要

(3) こども医療センター

今後も、周産期医療の更なる強化や、稀少疾患診療等に対応するための治験拠点医療機関としての役割を担っていくことが必要

(4) 精神医療センター

入院から地域へという精神科医療の流れの中、ストレスケア病棟の整備等の役割を積極的に担うとともに、他の医療機関との連携による合併症患者への対応を図ることが必要

(5) がんセンター

がんセンターの総合整備をPFIで実施し、都道府県がん診療連携拠点病院として難治性がん治療への対応を強化するとともに、がん専門医の育成、がん患者等関係者への適切な情報提供などの推進が必要

(6) 循環器呼吸器病センター

メタボリックシンドローム治療やアスベスト対策等、時代の要請に応えた医療の実施を収益に結びつけていくとともに、今後、循環器医療の活性化に向けた取組が必要

III 現行の運営形態に対する評価

1 新たな政策課題に対応するための人員配置の必要性

県の行政システム改革等により他部局と同一の歩調で定数の削減が求められていることから、がんセンターにおいて都道府県がん診療連携拠点病院としての機能整備を進め、また、こども医療センターにおいて周産期救急を強化するなどの、新たな政策課題に対応した質の高い医療サービスを提供していくために確保しなければならない職員の増員が困難

2 自律的、機動的な病院運営の実現

(1) 専門性が必要な経営管理事務等に関するノウハウの不足

事務職員は、人材育成の観点から県全体の3～4年間ごとの人事異動を行っており、病院経営を行うために必要な、高度な専門性を有する人材の確保及び活用が困難

(2) 迅速で柔軟な医療従事者の確保が困難

医師及び看護師以外の職種については独自の採用ができず、また、非常勤職員の報酬単価が民間実態と乖離し、医療従事者の確保が難しい状況

(3) 経営責任の範囲が不明確

地方公営企業は地方公共団体の内部機関であり、事業運営については基本的に地方公共団体の方針に基づくため、実態として制約を受けることになり、経営責任の範囲が不明確

(4) 入札に基づく業者選定による病院運営への影響

院内管理業務等について、地方自治法に基づき毎年入札により業者を決定することとなっているため長期契約の締結が困難であり、安定的な病院運営に影響を与える可能性がある。

3 県民負担の軽減が困難

地方公営企業法に基づいて国が示した繰出基準により負担金が繰り入れられているが、県民負担を少ない形で良質な医療を提供していくことが必要。現行制度下では費用の削減には限界があり、県民負担軽減を図っていくことは困難

IV 病院運営の改革の方向

1 地方独立行政法人制度の創設

2 検討の方向性

経営状況が良い現在こそ、経営の自立性・機動性を確保し、将来にわたって県立病院としての役割を担っていく運営形態に移行することが可能

3 地方独立行政法人制度の検討

(1) 一般地方独立行政法人制度の利点

ア 人材の確保

経営状況が良ければ、がんセンターやこども医療センターなどにおける医療ニーズに対応した人員配置が可能となるとともに、事務系専門職員の確保、迅速で柔軟な人材の確保が可能

イ より明確な経営責任の実現

独立した法人の長として独立した経営権限を有し、明確な目標管理の下、その権限により業務を計画、実行し、その結果について評価されることから、経営責任が明確

ウ 業者選定の柔軟性の確保

必要な業務について長期契約が可能となり、事業執行の迅速化と経費削減の推進が可能

エ 県民負担の軽減

一般行政から独立して経営を行うことから、現行制度下でなしえなかったコスト削減等の効率化を図り、県民負担の軽減をなすことが期待できる。

(2) 一般地方独立行政法人制度の留意点

ア 医師などの医療従事者の確保について

医療従事者は、身分よりもどのような医療に携われるかを重視されると思われ、また、学会等への参加を容易にする環境整備により、医療従事者の資質向上を行い医療従事者の確保可能

イ 公共性の担保について

一般地方独立行政法人は知事が設立する法人であり、病院運営の実績について県の機関である評価委員会が評価するなどにより、公共性については担保される。

ウ 一般地方独立行政法人化による経営基盤について

現行制度下で2年連続経常収支の黒字を達成し、経営の健全化がなされているので、適正な運営費交付金を確保した上で、独法化しても、県立病院の役割を果たせる。

(3) 結論～これからの県立病院のあり方として望ましい運営形態

県立病院が抱える課題を解決しつつ、県民が求めている良質な医療をなるべく県民負担が少ない形で提供し、県立病院としての役割を果たしていくためには、現行の地方公営企業法の全部適用では困難である。また、各々の病院が独自性を保った柔軟な運営を行うとともに、県立病院間の連携を維持し、法人化後の運営コストを考えると、統合された経営体とする必要があることから、汐見台病院を除いた県立6病院を一括して一般地方独立行政法人で運営する形態に移行することが望ましい。